

編集発行人 税理士 細見 秀 樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税

★ 選択自由の永年勤続者表彰記念品

Q. 当社では、永年勤続者に対して表彰することを検討していますが、記念品は一定の金額の範囲内で自由に選択したものを支給しようと思っています。この場合、税務上何か問題がありますか？

A. 給与課税の対象になります。

永年勤続者の表彰のための記念品は、その支給が社会一般的に行われていることでもあり、また、その記念品は、通常、①市場への売却性、換金性がなく、②選択性も乏しく、③その金額も多額となるものでないこと等から、現金による手当とは異なり、強いて課税しないこととしています。

しかし、同様の趣旨から、現物に代えて支給する金銭については、たとえ永年勤続者に対するものであっても非課税と取り扱うことはしないこととなっています。

お尋ねの場合、自由に記念品とする品物を選択できるということですから、それは使用者から支給された金銭でその品物を購入した場合と同様の効果をもたらすものと認められます。したがって、この場合は、記念品の金額の多少にかかわらず、その品物の価額を給与等として課税されることとなります。

★ 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入特例

Q. 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例が見直しされたそうですが、どのようななったのですか？

A. 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例とは、青色申告書を提出する中小企業者等が、取得価額が30万円未満の少額減価償却資産を取得等して、これを事業の用に供した場合には、その事業年度において損金経理を要件に取得価額に相当する金額(合計で年300万円が限度)を損金の額に算入することが認められる制度です。

平成28年度税制改正では、この制度の対象法人が中小企業者等のうち事務負担に配慮する必要がある法人(常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人)に限定されました。

平成28年4月1日以降取得する少額減価償却資産が対象になりますので、平成28年3月31日までに取得した少額減価償却資産は従前の規定により判断いたします。

この場合の事務負担に配慮する必要があるものであるかどうかの判定時期については、従業員数基準の判定は、その法人が少額減価償却資産の取得等をした日及び事業供用した日の現況

により行うことが原則ですが、資本金基準とは異なり、従業員数の変動は日常的に起こり得ることやその把握には事務負担を要することから、法人が期末時の現況により判定することとしている場合には、その事業年度を通じて従業員数基準を満たしているものとみなして取り扱うことを認めるとしています。

http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2016_4/pdf/05.pdf

贈 与 税

★ 生命保険契約の名義を変更した場合

Q. 生命保険契約の名義を、私から妻に変更しようかと思っています。この場合、贈与税の問題が発生しますか？

A. 契約者変更するだけでは、贈与税の課税関係は生じません。

相続税法は、保険事故が発生した場合において、保険金受取人が保険料を負担していないときは、保険料の負担者から保険金等を相続、遺贈又は贈与により取得したものとみなす旨規定しており、保険料を負担していない保険契約者の地位は相続税等の課税上は特に財産的に意義のあるものとは考えておらず、契約者が保険料を負担している場合であっても契約者が死亡しない限り課税関係は生じないものとしています。

したがって、契約者の変更があってもその変更に対して贈与税が課せられることはありません。

ただし、その契約者たる地位に基づいて保険契約を解約し、解約返戻金を契約者が取得した場合には、その契約者はその解約返戻金相当額を保険料負担者から贈与により取得したものとみなされて贈与税が課税されることとなっています。

生命保険契約の保険金にかかる課税関係は、保険金の支給を受けるときに保険契約者、保険料負担者、保険金受取者が誰かによって課税関係が異なります。

国税局も課税関係を把握するため、平成30年1月1日以後の契約者の変更について支払調書の提出をしなければなりません。

所 得 他

★ セルフメディケーション税制

Q. 平成29年から、セルフメディケーション税制が始まるそうですが、どのような制度なのか？

A. セルフメディケーション税制(スイッチOTC薬控除)とは、平成28年度の税制改正で創設された制度で、健康の維持増進及び疾病の予防への一定の取組みを行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族にかかる特定一般用医薬品を年間1万2千円を超えて購入した場合には、その超過額について8万8千円を限度に所得控除することができるというもので、医療費控除との選択適用となります。

厚生労働省は、さきごろ、この制度の対象になる医薬品1,492品目の一覧を同省ホームページ

に掲載しており、必要に応じて2ヶ月に1回のペースで更新する予定としています。

また、日本OTC医薬品協会や日本医薬品直販メーカー協議会など5協会で構成する日本一般用医薬品連合会では、このセルフメディケーション税制の対象になる製品のパッケージに以下の共通識別マークを付けて、一目で分かるようにするとのことです。



<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000124845.pdf>

★ 空き家に係る譲渡所得の3千万円特別控除の特例と確認書

Q. 相続により取得した一定の空き家を譲渡した場合の特例ができましたが、この特例の適用を受けるには、どんな書類が必要ですか？

A. この特例は、平成28年度の税制改正で創設された制度で、相続又は遺贈により被相続人が居住していた家屋及びその敷地を取得した個人が、平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に、譲渡価額が1億円以下等、一定の要件を満たす譲渡をした場合に、その譲渡所得について3,000万円の特別控除が認められるという制度です。

適用期間は、平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間で、相続開始があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間にしたものとなっていますので、今年度に適用が受けられるのは、平成28年4月1日から12月31日までの譲渡で、平成25年1月1日から平成26年1月2日までの間に相続が開始したものが適用の対象となります。

なお、この特例は相続等により取得した個人につき適用がありますので、たとえば、相続人2人が共有で相続して、これを譲渡した場合には2人も要件を満たしていればこの特例が受けられることとなります。

この制度の適用を受けるには、被相続人居住用家屋等確認書の交付を受けなければなりません。そのためには、次の書類を市区町村に提出しなければなりません。

- ①被相続人の除票住民票の写し
- ②被相続人居住用家屋の譲渡時の相続人の住民票の写し
- ③家屋又はその敷地等の売買契約書の写し等
- ④次の書類のいずれか
 - ・電気もしくはガスの閉栓証明書又は水道の使用廃止届出書
 - ・家屋の媒介契約を締結した宅地建物取引業者が、その家屋の現況が空き家であることを表示して広告していることを証する書面の写し
 - ・家屋又はその敷地が譲渡の時まで事業の用、貸付の用に供されていなかったことを明らかにする書類
- ⑤取壊して譲渡した場合はその状況がわかる写真、固定資産台帳の写し等